

令和8年4月27日

保護者各位

南砺市教育委員会
教育総務課長

令和8年度 就学援助費・就学奨励費の支給申請について

「要保護・準要保護児童生徒就学援助費」及び「特別支援教育就学奨励費」を申請される場合は、下記のとおり提出くださいますようお願いいたします。

記

- 提出書類
 - 就学援助費・奨励費支給申請書
 - 就学援助費・奨励費に係る収入額・需要額調書

※保護者氏名(申請者)と支給決定の場合の振込先口座名義は同一名義としてください。
- 提出先 在籍する小学校・中学校・義務教育学校
- 提出期限 令和8年5月22日(金)
※年度途中の申請も随時受け付けますので、ご希望の場合は学校に申し出てください。
(注意) 提出時期によって、下記の通り援助開始月も異なりますのでご注意ください。
・令和8年5月22日(金)までに提出の場合→4月分から援助対象
・提出期限を過ぎての提出の場合→提出月の翌月分から援助対象

(申請書等記入上のお願い)

- 支給該当・非該当を判断するために必要ですので、正確に記入してください。
- 就学援助費・奨励費に係る収入額・需要額調書は太枠内のみ記入してください。
- 世帯の状況は**令和7年12月末日現在の状況**を記入してください。
満年齢も令和7年12月末現在で記入ください。
(世帯全体の収入状況、年齢別の必要経費を算出する基となります。)
- 消えないボールペンで記入してください。
- 世帯全員の収入状況を税務課で調査させていただくことをご了承ください。
(就学援助費・奨励費支給申請書に同意欄があります。)

【お問い合わせ先】南砺市教育委員会
教育総務課 総務係
永井 (電話 23-2012)

裏面に続きます。

要保護・準要保護児童生徒就学援助費

■要保護の認定：生活保護を受けている者（生活保護法により支給される教育扶助費以外について支給）

■準要保護の認定（①かつ②に該当する者）

①令和7年中の世帯総所得額が、生活保護基準の1.2倍未満の者

②支給申請書に理由の記載のある者

■支給額（年間限度額）【要保護・準要保護共通】（単位：円）

区分	小学校	中学校
学用品費	11,630	22,730
通学用品費(第1学年を除く)	2,270	2,270
校外活動費(宿泊を伴わないもの)	1,600	2,310
校外活動費(宿泊を伴うもの)	3,690	6,210
新入学児童生徒学用品費	64,300	81,000
修学旅行費		60,910
クラブ活動費※	2,760	30,150
生徒会費	4,650	5,550
PTA会費	3,450	4,260
卒業アルバム代等	11,000	10,000
学校給食費		69,000
オンライン学習通信費	15,000	15,000

※国の基準により支給額が変わることがあります。

※内容によっては支給されないものもありますので、詳細は教育総務課へ問い合わせください。

※クラブ活動費（準要保護）…援助対象となるのは、下記の①及び②の活動に伴い、当該活動を行う児童生徒が一律に負担する経費です。

①中学校の部活動

②部活動の地域移行の受け皿として市が指定するクラブの活動（←令和6年度より新たに追加）

特別支援教育就学奨励費

■対象児童生徒の認定（①かつ②に該当する者）

①特別支援学級に就学する児童生徒

②令和7年中の世帯総所得額が、生活保護基準の2.5倍未満の者

■支給額（年間限度額）実費の2分の1（単位：円）

区分	小学校	中学校
学用品費	5,820	11,370
校外活動費(宿泊を伴わないもの)	800	1,155
校外活動費(宿泊を伴うもの)	1,845	3,105
新入学児童生徒学用品費	28,530	31,500
修学旅行費		28,860
学校給食費		34,500
オンライン学習通信費	7,000	7,000

※国の基準により支給額が変わることがあります。

※内容によっては支給されないものもありますので、詳細についてはお問い合わせください。